## 令和5年第3回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 属 資 料 (11 月 24 日 提 案 分)

政 策 局

## 目 次

	~	ページ
1	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利	
	活動法人等を定める条例 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	事務処理の特例に関する条例 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

1 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成24年神奈川県条例第39号)新旧対照表

改正		現 行			
別表		別表			
特定非営利活 動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県 税条例第 10 条第 2 項の 期間	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県 税条例第 10 条第 2 項の 期間
_(削除)			<u>NPO法人ミニ</u> シティ・プラス	横浜市都筑区 中川1-17- 22 ガーデン プラザ宮台 402 号室	平成 30 年 1 月 1 日から 令和 5 年 12 月 31 日まで
_(削除)_			特定非営利活動 法人湯河原町地 域作業所たんぽ ぽ	足柄下郡湯河         原町中央二丁         目 21 番地 5	平成31年1 月1日から 今和5年12 月31日まで
_(削除)_			特定非営利活動 法人WE21 ジャ パンこうほく	横浜市港北区 日吉二丁目 12番7号	平成31年1月1日から令和5年12月31日まで
_(削除)			特定非営利活動 法人WE21 ジャ パンよこすか	横須賀市根岸 町三丁目 15 番 12 号長谷 川ビル 102 号	平成31年1 月1日から 令和5年12 月31日まで
(略)			(略)		
特定非営利活 動法人DV対 策センター	横浜市青葉区 鴨志田町 807 番地 5	令和5年1 月1日から 令和10年12 月31日まで	_(新規)_		
特定非営利活 動法人湯河原 町地域作業所 たんぽぽ	足柄下郡湯河 原町中央二丁 目 21 番地 5	令和6年1 月1日から 令和10年12 月31日まで	_(新規)_		
特定非営利活動法人WE21ジャパンこうほく	横浜市港北区日吉二丁目12番7号	令和6年1 月1日から 令和10年12 月31日まで	_(新規)_		
NPO法人ミ ニシティ・プラ ス	横浜市都筑区 中川1-17- 22 ガーデン プラザ宮台 402号室	令和6年1 月1日から 令和10年12 月31日まで	_(新規)_		
特定非営利活 動法人WE21 ジャパンよこ すか	横須賀市根岸 町三丁目 15 番 12 号長谷 川ビル 102 号	令和6年1 月1日から 令和10年12 月31日まで	_(新規)_		

2 事務処理の特例に関する条例(平成11年神奈川県条例第41号)新旧対照表

2 事務処理の特例に関する条例 改 正	(   /////       /////	121	(2)(7)(311.3)			
		50	51夕。 <b>然</b> 0.			
第1条~第3条(略)			第1条~第3条(略)			
別表(第3条関係)	(m/z)	万	川表(第3条		/m/z \	
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	(略)		1~403	(略)	(略)	
4の4 土地改良法(以下この	横浜市		(新規)			
項において「法」という。)						
及び土地改良法施行規則(昭						
和24年農林省令第75号。以下						
この項において「省令」とい						
<u>う。)に基づく次の事務</u>						
(1) 法第76条の5第1項の規						
定により、施設管理土地改						
良区(市町村の区域を超え						
<u>る区域を地区とするものを</u>						
除く。)の組織変更を認可						
<u>すること。</u>						
(2) 法第76条の5第3項の規						
定により、(1)に掲げる事務						
に関し、認可した旨を公告						
すること。						
(3) 法第76条の13第1項の規						
定により、施設管理土地改						
良区の組織変更を認可する						
 (4) 法第76条の13第3項の規						
定により、認可した旨を通						
知すること。						
(5) 法第76条の16において読						
み替えて準用する法第76条						
の5第3項の規定により、						
認可した旨を公告すること						
FG 7 5 7 5 FG						
   (6) 省令第50条の2第4号の						
規定により、基幹的な土地						
改良施設を指定すること。						
	(略)	-	5~16の 5	(略)	(略)	
16の6 農地中間管理事業の推	. , , , ,		(新規)	\#D <i>)</i>	\#G <i>1</i>	
	H14Pm1		(村)7兄/			
進に関する法律(平成25年法						
建第101号。以下この項にお						
いて「法」という。)に基づして次の事業						
<u>く次の事務</u> (1)						
(1) 法第18条第1項の規定に						
より、農用地利用集積等促						
		Ш			1	

改正		現行			
進計画(同条第2項第1号					
ロ又は第2号口に規定する					
土地が同条第5項第6号イ					
又は口に掲げる土地のいず					
れかに該当する場合に係る					
ものを除く。)を認可する					
<u>ここ。</u>   (2) 法第18条第7項の規定に					
より、(1)に掲げる事務に関					
し、農業委員会に通知する					
とともに、公告すること。					
(3) 法第20条の規定により、					
農地中間管理権に係る賃貸					
借等の解除を承認すること					
<u>-</u>   (4) 法第21条第2項の規定に					
より、農用地等に係る賃貸					
借、使用貸借又は農業経営					
等の委託の解除を承認する					
17~31の3 (略)	(略)	17~31の3 (略)	(略)		
32 児童福祉法(昭和22年法	(略)	32 児童福祉法(昭和22年法	(略)		
律第164号。以下この項にお	(Pd)	律第164号。以下この項にお	(1-11)		
いて「法」という。)に基づ		いて「法」という。)に基づ			
く次の事務		く次の事務			
(1) 法第59条の2第1項及び		(1) 法第59条の2第1項及び			
第2項		第2項並びに第59条の2の			
の規定により、知		5第1項の規定により、知			
事に提出する書類(情報通		事に提出する書類			
信技術を活用した行政の推		11-32-11/0-12/1			
進等に関する法律(平成14					
年法律第151号)第6条第					
1項の規定により同項に規					
定する電子情報処理組織を					
使用して提出する書類を除					
く。)を受理し、及び知事		を受理し、及び知事			
に送付すること。		に送付すること。			
(2) 法第59条の2の5第1項		(新規)			
の規定により、知事に提出					
する書類を受理し、及び知					
事に送付すること。					
32の 2~37 (略)	(略)	32の2~37 (略)	(略)		
38 保健師助産師看護師法(昭	(略)	38 保健師助産師看護師法(昭	(略)		

改正			現 行			
和23年法律第203号。以下こ			和23年法律第203号。以下こ			
の項において「法」という。			の項において「法」という。			
)に基づく次の事務			)に基づく次の事務			
(1) 法第33条の規定により、			(1) 法第33条の規定により、			
氏名、住所等の届出(情報			氏名、住所等の届出(情報			
通信技術を活用した行政の			通信技術を活用した行政の			
推進等に関する法律			推進等に関する法律 <u>(平成</u>			
第6条			<u>14年法律第151号)</u> 第 6 条			
第1項の規定により同項に			第1項の規定により同項に			
規定する電子情報処理組織			規定する電子情報処理組織			
を使用して行う届出を除く			を使用して行う届出を除く			
。)を受理すること。			。)を受理すること。			
39~41 (略)	(略)		39~41 (略)	(略)		
42 医療法(以下この項におい	横浜市、川崎		42 医療法(以下この項におい	横浜市、川崎		
て「法」という。)及び医療	市、相模原市		て「法」という。) 及び医療	市、相模原市		
法施行令(以下この項におい	及び横須賀市		法施行令(以下この項におい	及び横須賀市		
て「政令」という。)に基づ	_(左欄線)に掲		て「政令」という。) に基づ			
く次の事務(2以上の市町村	げる事務にあ		く次の事務(2以上の市町村			
の区域において病院、診療所	っては、横須		の区域において病院、診療所			
、介護老人保健施設又は介護	賀市を除く。		、介護老人保健施設又は介護			
医療院(以下この項において	<u>)                                    </u>		医療院(以下この項において	_		
「病院等」という。)を開設			「病院等」という。)を開設			
している医療法人(病院等の			している医療法人(病院等の			
開設、医療法人の合併等によ			開設、医療法人の合併等によ			
り2以上の市町村の区域にお			り2以上の市町村の区域にお			
いて病院等を開設することと			いて病院等を開設することと			
なるものを含む。) に係るも			なるものを含む。)に係るも			
のを除く。)			のを除く。)			
(1)~(37) (略)			(1)~(37) (略)			
③  法第69条の2第2項の規			(新規)			
定により、医療法人からの						
報告を受理すること。						
( <u>39</u> )~ <u>(48)</u> (略)	(1)		<u>(38)</u> ~ <u>(47)</u> (略)	(11)		
43~160 (略)	(略)		43~160 (略)	(略)		